

2

吉里地区

吉里地区
2

1 計画の重点課題

- ① 「声かけ」「見守り」活動を行う
- ② 近隣助け合いネットワークを構築する
- ③ ふれあいいいききサロンを積極的に実施する
- ④ 自主防災活動を行う
- ⑤ ミニ・コミュニティセンターの設置



2 吉里地区の人口

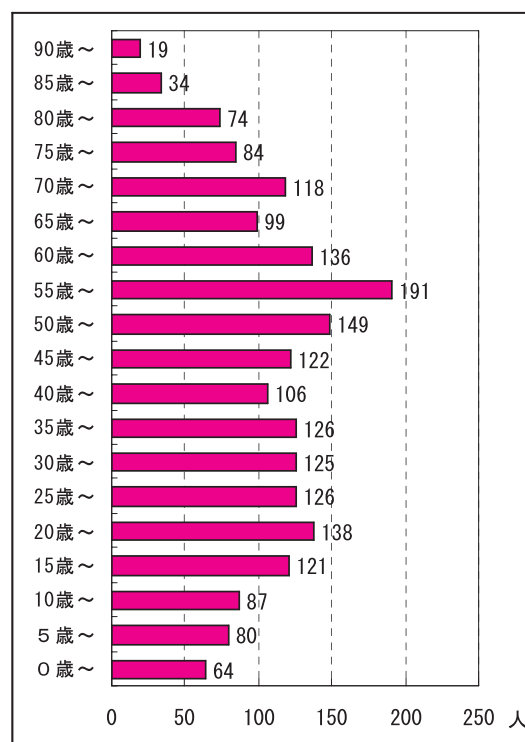
	海津市	吉里地区
人 口	40,071人	1,999人
対人口比	100.0%	5.0%
年少人口	5,216人	231人
年少率	13.0%	11.6%
高齢者人口	8,487人	428人
高齢化率	21.2%	21.4%
後期高齢者人口	4,060人	211人
後期高齢化率	10.1%	10.6%

平成20年2月1日現在

※年少人口は15歳未満の人口

※高齢者人口は65歳以上の人口

※後期高齢者人口は75歳以上の人口



3 吉里地区の社会資源

主要公共施設	福祉施設	教育機関	医療機関
	わかば海津北保育園	吉里小学校	

吉里地区福祉活動計画

1. 基本理念

全ての人が個人として尊重され、優しさや温もりにあふれた人々がつながった地域社会を創造することを目指し、平成17年1月29日設立した「吉里地区福祉活動協議会」を基本組織として、「福祉活動実施要領」に定めた活動目的及び各自治会で実施している福祉活動を一体化して推進する。

2. 基本的な活動計画

(1) 「声かけ」「見守り」活動を行う。

独居老人、寝たきり老人、高齢世帯、障害者、児童、生活保護者等社会的弱者を対象として「声かけ」「見守り」活動を行い、困り事相談、健康確認、安全確認を通じて必要かつ適切な救済・保護を目的として、本人の了承を得て社会福祉制度の利用及び安全確保等に結びつけ適切な支援を行う。

※「声かけ」「見守り」活動の役割分担、心がまえ、支援基準については別途「福祉活動支援基準と運営」に定める。

(2) 近隣助け合いネットワークを構築する。

各自治会単位で自治会長、福祉推進委員が推進役となり、地域住民の交流、サークル活動を通じて、協力し合い助け合っていこうとする地域風土の醸成をはかることの重要性を理解し意識の向上をはかる。

具体的には、自治会は老人会、親子会、消防団の役員と連携して、それぞれの事業に参加、または合同で事業を行い、近隣に住んでいる人々が、協力し合い、助け合っていこうという意識の向上をはかり、援助活動が自然に芽生える活動を行う。

(3) ふれあい、いきいきサロンを積極的に実施する。

日頃、家に閉じこもりがちな人、独居老人、障害者等を含めた近隣の人達が交流できる「ふれあいの場」が必要であると痛感しているが、参加してくれる人員、適当な施設、サロン活動の内容、推進役不足等の問題で困っている。

当面は、各自治会単位でやれることから始めたいと考えているが、現在の地域福祉政策はコミュニティセンターを拠点として進められ、総合福祉会館・ひまわりまでは遠く、地域住民になじめない空気があるので、小学校下単位でミニ・コミュニティセンターの設置をお願いしたい。サロン活動の内容については趣味・歌・健康体操・文化活動等の要望を集約し、キーパーソンとなるボランティアを探す。活動回数は毎月1回程度とし、参加費は会費制とする。

（４）自主防災活動を行う。

東海地震、東南海地震、地域の活断層による大規模地震の発生に備えて、自主防災組織を確立し、自助・共助部分を中心に準備、教育、訓練を行い、「命と財産を守る災害時のマニュアル」にもとづき、地域住民の安全確保に努力する。

※「命と財産を守る災害時のマニュアル」作成済。

（５）ミニ・コミュニティセンターの設置

当市では、各小学校に付属する幼稚園が平成20年度から高須幼稚園に統合されると聞いている。地域住民は、中心地に大規模な施設を建設してもらうより、地元を使い勝手のよい適当な施設を望んでいる。

吉里地区では、幼稚園が転出した後の建物を利用して、地域福祉活動の拠点として、「ふれあい、いきいきサロン」を開設すれば、単に談笑する場だけでなく、趣味を中心としたサークル活動・園芸サークル・手芸サークル等幅広い「ふれあい活動」の場として活用することができる。

教育委員会の所管となるが、現在行っている学童保育を継続して行っていただければ、高齢者と児童の交流の場にもなる。

「ふれあい・いきいきサロン」活動もメニューとリーダーに困っているが、出前方式で「コミュセンボランティア」を巡回させていただければより楽しいサロンになると思う。

「声かけ」「見守り」活動の支援基準と運営

吉里地区福祉活動協議会

1. 各役員の役割と分担

自治会長、福祉推進委員、自治会組長（班長）、民生児童委員は、それぞれが、おむね毎月1回巡回訪問活動を実施する。あらかじめ自治会内の巡回活動が毎月の内
で偏らないよう日程を打ち合わせして決めて活動する。

各役員は、緊急連絡を必要とする場合を除いて随時に会合を開き情報交換を行うものとする。

2. 活動の要領と心がけ

活動を行うにあたって重要なことは、問題意識を持って、健康であるか、安全が確保できているか、困り事・悩み事を持っていないか、を「声かけ」「見守り」「会話」「観察」を通して、前回と変わらないか、異常を感じないか、を確認しながら励ますことが重要である。

最も重要なことは、要援護者の立場に立って考え、個人のプライバシーに関することは口外しないことである。信頼関係が壊れると何のために活動しているのかということになる。

《参考》

「声かけ」「見守り」活動における問題意識の連想

- 「声かけ」 顔色診断、健康状態、悩み事、親戚や友人との交流、地域で話題になっていることを話す。
- 「見守り」 新聞・郵便物がたまっていないか、夜間電灯がついているか、玄関や他の出入り口に異常はないか、庭や畑の手入れ状況等を観察する。

※新聞配達店・ガス事業者・中部電力・にしみの農協については、異常と判断したときは各自自治会長宛てに通報してもらえるよう協力をお願いします。

（1）独居老人・高齢者世帯

「声かけ」「見守り」活動は、安否の確認、健康状況、生活環境の異常を確認する。要援護者に異常が見られ、通常の生活を継続していくことが困難または不可能と判断したときは、自治会長、福祉推進委員、民生児童委員に速やかに報告する。

報告を受けた自治会長、福祉推進委員、民生児童委員は状況を整理協議して、事実関係を確認する必要があると判断したときは民生児童委員が訪問して事実関係を確認する。

事実関係を確認した結果、支援・救済が必要であると判断した場合は、本人の了承を得て適切な対応と行政及び関係機関へ連絡・相談して適切な支援を実施する。

（２）寝たきり老人

毎月１回程度、その家族に様子を伺い、困っていることがないかを伺い、介護者の力になるよう協力する。

この場合、家族・介護者の精神的・肉体的負担は大きく、健康状態、経済的な面で問題がないかを聞き出す配慮が必要である。

（３）児 童

各担当役員は、通学、下校時のみならず、校外活動時においても、交通安全、防犯について見守り、児童の安全保護に努める。

PTA会長は、学校またはPTA役員会で児童の安全確保に関する事項について協議決定した事項を「吉里地区福祉活動協議会」の理事会に報告する。「吉里地区福祉活動協議会」は、関係団体及び住民に協力を求め、活動し支援する。

（４）生活保護者

生活保護の適用者については、民生児童委員が適宜対応し、地域での支援を必要とする場合は、民生児童委員が行政関係窓口と相談し、自治会長・福祉推進委員に連絡し協力を求める。

（５）障害者

障害者として、法律の適用に関する事項については、民生児童委員が対応し、関係機関と相談して対応する。

ただし、社会生活上の弱者としての保護、援助は健常者とは別に配慮し、支援することは当然である。

３．その他

福祉活動を実施していくなかで、現行上での問題点、新しいニーズによる対応が必要となったときは、理事会において検討して改正または新事業として取り組む。なお、吉里地区福祉活動協議会は、毎年度、各自治会単位に活動状況を総括し、次年度の活動計画に反映するものとする。

吉里地区福祉活動協議会の中期計画

1. 基本理念

- (1) あらゆる市民（健常者は勿論、高齢者、障害者、幼児を含む児童）が家庭や地域で普通の生活ができる地域社会を目指す。
- (2) 地域のなかで、地域住民の見守り・助け合い活動と行政・社協・ボランティア団体が行う福祉サービスを適切に利用でき、安心して生活できるよう活動を行う。
- (3) 地域で設立した「吉里地区福祉活動協議会」が主体となり、行政、社協、福祉関係諸団体と協力して、福祉にあつい、町づくりの実現を目指す。
- (4) 健康づくり、介護予防、生きがいを中心としたサークル活動を促進することにより、福祉問題、生活問題を予防・防止する活動を行い、健康の維持、および要援護者を少なくする。
- (5) 地域福祉をトータルで捉え、福祉、保健、介護、医療のみならず、教育、就労、交通などの生活関連分野との連携をはかる活動を行う。
- (6) 地域福祉を促進するため、適切なる社会資源と財源の確保をする。

2. 吉里地区福祉活動拠点の活動

次頁 吉里地区福祉活動拠点の活動を参照。

吉里地区福祉活動拠点の活動

1. 吉里地区福祉活動協議会の事務局の設置

- 事務局 非常勤1名、または、拠点の他事業の部門事務局と兼務。
定例および諸会議の会議室として使用。
協議会の広報誌の発行を行う（年間3回程度、地域での福祉活動に関する情報や事業案内等を掲載し、協議会への理解と関心を高めることを目的とする）。

2. 福祉活動協議会の諸事業を実施

- 「ふれあい、いきいきサロン」を実施する。
自治会単位で実施できない地域の住民を対象とする。
年間6回程度。
- 「高齢者介護予防教室」
高齢者とその家族を対象に、寝たきり予防・認知症予防・高齢者の疑似体験を行い、介護保険制度や福祉サービス利用の相談や情報提供を盛り込んだ予防教室を行う。
- 「園芸教室」
菊づくりや花壇づくり等、花の栽培を学習する。
同じ趣味を持つ人同士が交流でき自己実現への生きがいを持つことができる。希望者への販売、花のある町へ寄与することにより社会へ貢献する。
- 「民芸品・工芸品教室」
人形、草履、折り紙、しめ縄等の製作技術を習得することにより自己実現をはかり、生きがいを得る。習得した技術を他の人に教え広めれば、更に充実でき、社会に貢献できる。
- 「高齢者と学童の交流」
諸事業の成果の発表、展示等の機会を捉え、小学生、学童保育の児童と交流会を開催し、交流をはかる。

3. その他

幼稚園の利用の許可を得ることができれば、関係者との運営委員会を立ち上げ、多岐にわたり有効な活動の場として活用でき、吉里地区のロビーとしての存在価値が生まれてくると考える。

吉里地区の活動



「田中お達者会」で五豆体操



「鹿野下自治会」で福祉映画の上映



ふれあいいきいきサロン「さくら」の様子